

令和6年度早期退職募集実施要項

1 募集を行う目的

職員の年齢別構成の適正化を図るため（新発田市職員退職手当支給条例第8条の2第1項第1号によるもの）

2 募集の対象となる職員の範囲

(1)職 種 全職種

(2)職 位 全職位

(3)勤続年数 下記6に定める退職日において、市職員としての勤続年数（旧豊浦町職員、旧紫雲寺町職員及び旧加治川村職員としての勤続期間を含む。）が10年以上の者

(4)年 齢 下記6に定める退職日において、満45歳以上の者（昭和55年4月1日までに生まれた者）

※ ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- ・ 正職員以外の者（会計年度任用職員、再任用職員、任期付職員）
- ・ 令和7年4月1日までに60歳以上となる者
- ・ 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分（以下「懲戒処分等」という。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

3 募集人数

3名

※ただし、募集人数を超えた場合であっても、状況に応じて認定を行う。

4 募集期間(応募受付期間)

令和6年6月7日（金） 8：30 から 7月31日（水） 17：15 まで

5 応募及び応募取下げの手続

(1)応募の手続

①上記4に定める募集期間内に、希望者が「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（別記第3号様式）」を提出（所属長を経由して人事課人事係に提出）

↓

②次に掲げる場合を除き、任命権者は「応募による退職予定者」である旨を認定

- ・ 応募者が応募をした後、懲戒処分等を受けた場合
- ・ 応募者が懲戒処分等を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分等に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他認定を行うことが公務に対する信頼確保に支障があると認められる場合
- ・ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営の確保等の観点から特に必要であると認められる場合



③（認定決定後速やかに）任命権者が認定応募者に対して「認定通知書（別記第3号様式の3）」を交付

※ ただし、認定応募者が次のいずれかに該当したときは、その認定は効力を失う。

- ・ 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分を受けて退職をした場合
- ・ 地方公務員法第16条各号（第1号及び第3号を除く。）の一に該当するに至り失職した場合又はこれに準ずる退職をした場合
- ・ 引き続いて職員以外の公務員となり、その者の職員としての勤続期間が職員以外の公務員としての勤続期間に通算されることが定められているときなど、退職手当が支給されない場合
- ・ 下記6に定める退職日が到来するまでに退職した場合又は当該退職日に退職しなかった場合
- ・ 懲戒処分等を受けた場合
- ・ 下記（2）の規定により応募者が応募を取り下げた場合

（2）応募取下げの手続

下記6に定める退職日までに、認定応募者が「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（別記第3号様式の2）」を提出（所属長を経由して人事課人事係に提出）

6 退職日

令和7年3月31日（月）

7 その他注意事項

（1） 認定応募者のうち、退職日における勤続年数が20年以上で、かつ、旧定年年齢に達する日（60歳の誕生日の前日）までに退職する職員は、併せて次のとおり早期退職特例加算措置（退職手当算定の基礎となる給料月額が割増される措置）の適用を受けることができるものとする。

■ 昭和40年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた職員

→ $(60 - \text{退職日におけるその者の年齢}) \times 3\%$ 分割増

（2） 原則として、本実施要項の規定に基づかない退職申出は全て自己都合退職の扱いとなるものとする。

8 問合せ連絡先

人事課人事係 大沼、山田 28-9520（内線1531、1532）